

令和 8 年 3 月 31 日  
国土交通省不動産・建設経済局不動産業課

宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策に関する  
ガイドライン（案）に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 8 年 1 月 28 日（水）～令和 8 年 2 月 26 日（木）までの期間において、宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策に関するガイドライン（案）に関する意見募集を行いました。その結果、本件に関して、8 件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を別紙のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和 8 年 1 月 28 日（水）～令和 8 年 2 月 26 日（木）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出方法：電子メール、FAX 及び郵送

2. 意見数

提出意見数 8 件（1 件の提出意見に複数のご意見が含まれる場合もあります。）

3. お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課 意見募集担当  
電話番号 03-5253-8111

(別紙)

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

No	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	<p>金融庁ガイドライン同様、本ガイドラインにも「本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、報告徴求・業務改善命令等の法令に基づく行政対応を行い、宅地建物取引業者の管理態勢の改善を図る。」と明示し、同じ犯罪収益移転防止法の下、同じ程度の規制が働くべきである。</p>	<p>監督当局における規制については、ガイドラインI-4において、「監督当局は、宅地建物取引業者のマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、報告徴求等の法令に基づく行政対応を行い、宅地建物取引業者の管理体制の改善を図るべきである。」と記載しており、宅地建物取引業者の取組状況に応じて、必要な行政対応が講じられるものと考えております。</p>
2	<p>本ガイドラインには、経営陣の関与・理解において、「対応に努めるべき事項」として、金融庁マネロンガイドラインにはある「マネロン・テロ資金供与対策の重要性を踏まえた上で、所管部門への専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を行うこと」が唯一欠けている。</p> <p>当該項目がなければ経営陣がマネロン対策に適切に資源配分を行うことが期待され得ないことにもつながるが、なぜ当該項目のみ金融庁ガイドラインと比較して欠落しているのか？</p>	<p>宅地建物取引業者は、従業員が5人未満など限定的な資源しか有しない小規模事業者が多数を占めており、そうした業界特性を鑑み、ご指摘の内容については「期待される事項」として記載しているところです。</p>
3	<p>不動産取引は高額であり、マネロンに利用されるリスクも非常に高いのであるから、そのリスクを低減させるためにも原則「現金取引」を行うべきでなく、どうしても現金でないといけない場合にはその原資についてエビデンスをもとに宅地建物取引業者の責任において確認させるなどを、本ガイドラインに追記するとともに監督官庁であ</p>	<p>現金取引に限らず、宅地建物取引業者によるマネー・ローンダリング対策の実効性の確保を図るためには、宅地建物取引業者が、取引において収受した財産について、犯罪による収益である疑いがあるかどうか等を自ら適切に評価等することが重要であり、本ガイドラインにおいて、顧客等との取引に当たっては、「顧客及びその実質的支</p>

	<p>る国土交通省として業界に周知、指導すべきではないか。</p>	<p>配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が取引する不動産等、顧客に関する様々な情報を勘案」するよう示す等して、宅地建物取引業者が顧客等の資金源の情報も踏まえて適切に当該評価等を行うよう指導しているところであり、引き続き、宅地建物取引業者に対する周知徹底を図ってまいります。</p>
--	-----------------------------------	--

※ 8 件のご意見をいただきました。（1 件の提出意見に複数のご意見が含まれる場合もあります。）

※ ご意見のうち標記の内容に関わるものについてのみ、「ご意見の概要」として整理を行っております。（賛成のご意見についても、掲載を省略させていただいております。）

※ ご意見のうち標記の内容と直接の関係がないため掲載しなかったご意見につきましても、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます